

令和元年 第4回定例会 主な議案審議から

令和元年第4回定例会では、町長の行政報告、教育長の教育行政報告を行い、決算認定7件、人事案件2件、議案25件、意見書1件が審議され、12月17日～18日の2日間で閉会しました。

委員会報告

○●決算の認定●○

- ▽平成30年度一般会計歳入歳出決算認定
- ▽平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- ▽平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- ▽平成30年度介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定
- ▽平成30年度介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定
- ▽平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- ▽平成30年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

決算審査特別委員会に付託されていた全7会計は、いずれも委員会報告の上、認定されました。

人事案件

▽公平委員会委員の選任
公平委員会委員委に牛田克彦氏（1区20）が選任されました。

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
人権擁護委員に西村昇一氏（1区20）が推薦され、適任と答申されました。



特例条例

▽町長、副町長及び教育委員会教育長の給料月額等の特例条例

町長の給料月額を本則から12%減額、副町長10%減額、教育長8%減額の特例条例で令和2年1月1日から令和2年12月31日までの適用で、原案のとおり可決されました。

▽職員の給料月額等の特例条例
課長職の給料月額を2%、主幹職1%縮減の特例条例で令和2年1月1日から令和2年12月31日までの適用で、原案のとおり可決されました。

する規定を整備したもので令和2年4月1日より施行。

条例の改正

▽人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

▽公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

▽職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正

▽職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正

▽職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

▽職員の育児休業等に関する条例の一部改正

▽非常勤職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正

条例の制定

▽会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例

地方公務員法が改正され、新たに会計年度任用職員制度の導入に伴い給与及び費用弁償の制定、また期末手当の支給が可能となるよう給付に関

▽職員給与に関する条例の一部改正

地方公務員法、地方自治法が改正となり、読み替え、条文条項の追加等が生じたため改正するもので、以上8件は、原案のとおり可決されました。

▽消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

消費税率10%の改正に伴い本町の公共施設の使用料等について現行の使用料に転嫁している消費税及び地方消費税の加算割合を10%に改めるもので令和2年4月1日より施行。

▽介護予防・地域支え合い事業条例の一部改正

消費税法等の一部改正に伴い事業の利用料の一部を改正するもので令和2年4月1日より施行。

▽生活支援ハウス設置及び管理条例の一部改正

消費税法等の一部改正に伴い事業の管理料の一部を改正するもので令和2年4月1日より施行。

▽総合体育館管理条例の一部改正

消費税増税に加え平成16年以降料金を据え置きしていたこと、近隣市町の同等施設の使用料金の状況を踏まえ、現行の料金に平均15%を加算し料金を改正するもので令和2年4月1日より施行。

▽農業者トレーニングセンター管理条例の一部改正

消費税増税に加え平成16年以降料金を据え置きしていたこと、土間の体育館ということ本施設の特徴と利用状況を踏まえ、現行の料金に平均25%を加算し料金を改正するもので令和2年4月1日より施行。



農業者トレーニングセンター

補正予算

▽令和元年度一般会計補正予算(第5号)

補正の主なものは、
○高校住宅購入費 544万5千円追加

○中小企業公的資金融資保証料補助助成金 159万8千円追加

等で、歳入歳出それぞれ795万7千円を追加しました。

▽令和元年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

今回の補正は、歳出予算の補正の款項の区分を振り替えるもので、総額は変更ありません。

▽令和元年度介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)

補正の主なものは、
○住宅改修費 66万2千円追加

○介護予防サービス給付費 68万8千円追加

等で、歳入歳出それぞれ247万7千円を追加しました。

▽令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

○簡易水道施設維持管理業務に係る債務負担行為の設定

▽令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

○農業集落排水施設維持管理業務に係る債務負担行為の設定

以上5件は、原案のとおり可決されました。

指定管理者の指定

▽妹背牛温泉

○指定管理者となる団体の名称 有限会社 妹背牛振興公社
○指定の期間 令和2年4月1日～

令和3年3月31日

▽妹背牛町老人保健施設

○指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人 雨竜ことぶき会
○指定の期間 令和2年4月1日～

令和7年3月31日

▽妹背牛町デイサービスセンター

○指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人 雨竜ことぶき会
○指定の期間 令和2年4月1日～

令和7年3月31日

▽妹背牛町生活支援ハウス

○指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人 雨竜ことぶき会
○指定の期間 令和2年4月1日～

令和7年3月31日



生活支援ハウス すまい・ル

意見書

▽国による妊産婦医療費助成制度創設並びに、福祉医療制度の実施に伴う国保庫負担金の削減措置廃止を求める意見書

以上の1件は、原案のとおり可決され、各関係機関に提出されました。